



## 「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「◎」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「@」から「◎」については、認定要件チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」とはNPO法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と親族関係を有する者
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ⑤ ③又は④に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 5 上記の「特定の法人」には、2つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある当該一方の法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有しているか否かの判定は次の算式により行います。  
(算式) 直接保有の割合+間接保有の割合 $\geq$ 50%  
(注) 間接保有の割合とは、他方の法人の株主等である法人の有する他方の法人の株式の数等が他方の法人の発行済株式の総数等のうちに占める割合をいいます。この場合の「他方の法人の株主等である法人」とは、次の場合に限ります。
  - ・ 一方の法人が「他方の法人の株主等である法人」の発行済株式の総数等の50%以上を保有する場合
  - ・ 一方の法人と「他方の法人の株主等である法人」との間に1以上の出資関連法人（発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等の所有を通じて、一方の法人と連鎖関係にある法人）が存在する場合